

亡くられた方があてはまるものについてご確認ください。	手続き	必要なもの等	該当	受付窓口	受付済
----------------------------	-----	--------	----	------	-----

亡くられた方の受給資格・給付サービスに関すること

保険年金

★ 国民健康保険に加入していた方	国民健康保険の脱退	資格確認書（お持ちの方）			
→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請	・世帯主の通帳又はキャッシュカード ・世帯主の本人確認ができるもの ※亡くられた方が単身世帯の場合は、いずれも相続人のものを持参してください。		市民課（本庁窓口2） 0833-72-1426	支・出
→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	・喪主名義の通帳			
★ 75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた方	資格確認書等の返却	資格確認書等交付を受けているもの			
	葬祭費の支給申請	・葬祭を行った方（喪主）の口座情報がわかるもの ・葬祭を行ったことが証明できるもの（会葬礼状、喪主の氏名が記載された葬祭の領収書、火葬許可書等）		市民課（本庁窓口3） 0833-72-1428	支・出
	相続人代表者の指定（保険料の還付等）	・相続人代表者の口座情報がわかるもの ・別世帯の場合、相続人であることがわかる書類（戸籍謄本・抄本など） 戸籍関係書類は来庁時に案内します。			
上記以外の健康保険に加入していた方	※同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください。	
★ 年金を受給していた、年金制度に加入していた方	亡くられた方、請求者（配偶者、子等）の状況により変わります。 ※お電話いただいた場合は手続き内容を事前にご案内します。 ※年金事務所や共済組合での手続きがある場合があります。	例：未支給年金の請求 ・請求者のマイナンバーカード ・請求者の通帳又はキャッシュカード ・戸籍謄本（配偶者以外の場合） ・亡くられた方の年金証書（お持ちの場合）		市民課（本庁窓口3） 0833-72-1428	支
→農業者年金を受給していた方	※農業委員会でご相談ください。			農業委員会（本庁2階） 0833-72-1502	
★ 65歳以上の方	保険証の返却	介護保険証		高齢者支援課（あいばーく光窓口4） 0833-74-3003	支
	相続人代表者の指定（保険料の還付等）	相続人代表者の口座情報がわかるもの			
★ 緊急通報装置を利用していた方	緊急通報装置の利用取り消し	※受付窓口でご相談ください。		高齢者支援課（あいばーく光窓口3） 0833-74-3012	
★ 障害の手帳を持っていた方	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		福祉総務課（あいばーく光窓口2） 0833-74-3001	
	→障害に関する給付金を受けていた方	障害に関する各種サービスや給付金終了の相談	※受付窓口でご相談ください。		
	→重度心身障害者医療費受給資格を持っていた方	受給者資格の喪失届	重度心身障害者医療費受給者証		
★ 児童手当の対象児童	※受付窓口でご相談ください。			子ども政策課（あいばーく光窓口8） 0833-74-3009	
	※受付窓口でご相談ください。			子ども家庭課（あいばーく光窓口9） 0833-74-3006	

高齢

障害

子ども

亡くられた方の資産や税・料金に関すること

税・料金

★ 光市に土地・家屋などの固定資産を所有していた方	代表承継人の届出（相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方）	※受付窓口でご相談ください。		税務課（本庁1階窓口6） 0833-72-1435	支
→固定資産を共有していた方	共有代表者の変更届（亡くられた方が代表の場合）	※受付窓口でご相談ください。			
→土地・家屋を相続する方	※裏面の「相続」覧をご覧ください。			山口地方務局周南支局 0834-28-0244	
→森林の土地を相続する方	森林の土地の所有者届	※受付窓口でご相談ください。		農林水産課（本庁2階） 0833-72-1509	
→農地を相続する方	農地の所有者届 相続登記完了後届け出が必要です。	※受付窓口でご相談ください。		農業委員会（本庁2階） 0833-72-1502	
★ 原付バイク・小型特殊車両を所有していた方	ナンバープレートの返納	・車台番号がわかるもの ・ナンバープレート		税務課（本庁1階窓口5） 0833-72-1439	支
★ 税・料などを口座振替で光市に納めていた方	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印		税務課（本庁1階窓口4） 0833-72-1447	
★ 光市に納める税金などに未納がある場合	納付相談	※受付窓口でご相談ください。			
→財産や負債を放棄する場合	※亡くなった方の最終住所地を管轄する家庭裁判所でご相談ください。			山口家庭裁判所周南支部 0834-21-2610	
水道の使用者変更や使用をやめる場合	使用名義変更、使用中止届	お電話でご連絡ください。 ※水道の手続きで下水道の手続きも完了です。		水道局業務課料金係 0833-71-0705	
★ 井戸水で下水道を使用していた方	使用名義変更・中止、使用人数変更	※受付窓口でご相談ください。		下水道課（本庁1階窓口12） 0833-72-1473	
★ その他	市営住宅の名義を変更する場合	市営住宅の名義変更手続き ※退去の手続きが必要な場合があります。	※受付窓口でご相談ください。	建築住宅課（本庁2階） 0833-72-1566	
	市営住宅に同居していた方	市営住宅の家族異動届	世帯全員の住民票		

その他

★ 亡くなられた方が犬の飼い主となっている場合	犬の飼い主の変更	犬の登録鑑札（鑑札をお持ちの方）※マイクロチップの情報登録をされている方は、ご自分で変更登録をお願いします。	環境政策課（本庁1階窓口11） 0833-72-1466
★ 市営墓地の使用許可を受けていた方	使用者継承届	※受付窓口でご相談ください。	
★ 印鑑登録をしていた方	自動的に登録廃止になります。		市民課（本庁1階窓口1） 0833-72-1421

ご家族があてはまるものについてご確認ください。	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
-------------------------	-----	-------	----	------	-----

ご家族に関する届出・申請

住所 戸籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出		市民課（本庁1階窓口1） 0833-72-1421	
	★ 健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入（74歳まで） ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入（20歳～59歳までの配偶者） ※資格喪失日より14日以内	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」	市民課（本庁窓口2） 0833-72-1426	支・出
保険 年金	★ 国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	世帯主変更の届出	変更前の資格確認書（お持ちの方）	市民課（本庁窓口3） 0833-72-1428	支
	★ 国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	世帯主変更の届出	変更前の資格確認書（お持ちの方）	市民課（本庁窓口2） 0833-72-1426	支・出
こども	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	・重度心身障害者医療費助成 ・特別児童扶養手当	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください。	福祉総務課（あいばーく光窓口2） 0833-74-3001	
	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	・児童手当 ・乳幼児/子ども医療費助成の手続き ・ひとり親家庭等医療費助成の手続き	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください。	こども政策課（あいばーく光窓口8） 0833-74-3009	
		・児童扶養手当 ・新母子家庭見舞金支給制度		こども家庭課（あいばーく光窓口9） 0833-74-3006	
保育園			こども政策課（あいばーく光窓口8） 0833-74-3005		
相続	亡くなられた方が不動産（土地、建物等）を所有している場合	相続の登記	法務局のホームページでご確認ください。	山口地方法務局周南支局 0834-28-0244 音声案内で②→③を選択	
	亡くなられた方の預貯金等について相続手続きが必要な場合	預貯金の解約		取引のある金融機関へご相談ください	



光市役所

〒743-8501  
山口県光市中央六丁目1番1号

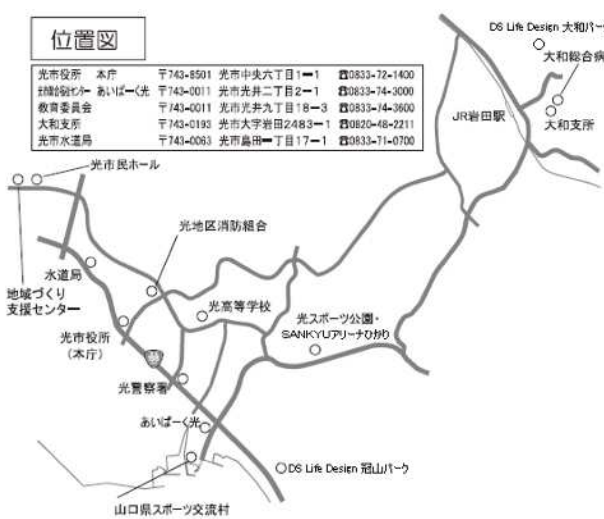
開庁時間 あさ8時30分～夕方5時15分  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

光市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/>

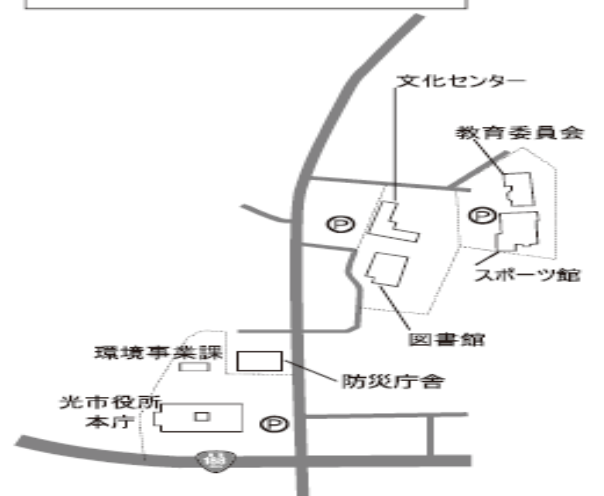
# 手続きチェックシートおくやみ

心よりお悔やみ申し上げます。

忘れずにお持ちください。



光市役所周辺図



## 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

- 死亡届の届出人は、  
1. 親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）  
2. 同居者  
3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人となっています。
- 届出に必要なもの  
・死亡届と死亡診断書（死体検案書）  
※病院でもらった死亡診断書（死亡検案書）の左側が死亡届になりますので、届出人が記入してください。

火葬許可証をお渡しします。

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。納骨するときに必要な書類ですので、なくされないようご注意ください。

### 死亡届を提出し、火葬許可証を発行されるまで、火葬はできません。

思い出の杜ホール（下松市）で火葬される場合は、火葬予約システムによる事前予約が必要です。死亡届の提出と火葬の予約については、利用される葬祭業者にご相談ください。（葬祭業者を利用されない場合は、市民課戸籍住民係にご相談ください。）

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

## 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。  
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で本人確認できるもの



運転免許証 マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

- ・資格確認書 ・年金手帳
- ・介護保険証 ・基礎年金番号通知書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、委任状等により手続きの対象となる方との関係を確認します。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）を提示いただきます。